

## 6・4 貨物の安全な積み付けおよび運送

### 6・4・1 危険物の運送

国際海上固体ばら積み貨物の海上輸送については国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBC コード)、個品危険物の海上輸送については国際海上危険物規程(IMDG コード)に詳細な要件が規定されており、定期的に IMO 危険物・固体貨物・コンテナ小委員会(DSC)においてその見直しが行われている。平成 22(2010)年 9 月の DSC15 では概要以下のとおり審議が行われた。

#### 1. 国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBC コード)の改正

平成 23(2011)年 1 月 1 日から強制化される当コードにおける個々の固体ばら積み貨物に掛かる詳細要件についての提案について審議が行われ、それぞれの詳細要件について改正または修正について合意された。

また、MHB 物質(Materials Hazardous only in Bulk:ばら積み時のみ化学的危険性を有する物質)の判定基準の設定について、各国からの提案文書に基づく審議の結果、MHB 物質の判定において考慮すべき危険性の特定、判定基準案の作成等を行い、DSC16 に報告される予定である。

#### 2. 国際海上危険物規程(IMDG コード)改正の検討

2 年毎に改正されている同コードについては、第 35 回改正案が平成 21(2009)年に採択され、平成 23(2011)年 1 月 1 日からは勧告として、平成 24(2012)年 1 月 1 日からは強制要件として実施される。DSC15 では、第 35 回改正と第 36 改正案について審議が行われた。

##### (1) 第 35 回改正案に関する主な審議<ニッケル水素電池に係る要件>

熱源近くに積載された場合でも安全に輸送できることが試験により証明されたニッケル水素電池を規則の適用除外とするわが国提案については合意を得られず、次回 DSC16 にて、わが国からさらに提案を行うこととなった。

##### (2) 第 36 回改正案に関する主な審議<少量危険物について>

少量の危険物を他の危険物とともに貨物輸送ユニットに収納した場合の当該ユニットへのプラカード貼付に係る要件の明確化については、他の危険物に要求されるプラカードのみを貼付することが合意された。

この他、積付・隔離に係る要件等については、平成 23(2011)年 4 月に行われた専門家グループ  
会合において検討されることとなった。

#### 6・4・2 ケミカル／プロダクトタンカーの爆発防止対策

近年、20,000 重量トン(DWT)未満の小型タンカーの爆発事故が多発していることから、その防止  
対策について、IMO で検討が行われている。

平成 21(2009)年 2 月の第 52 回防火小委員会 (FP52) では、20,000DWT 以上のタンカーに搭載  
が義務付けられているイナートガスシステム(IGS)\*を、20,000DWT 未満のタンカーへ拡大適用する  
ことについて審議が行われるとともに、現存タンカーには適用しないことが確認された。また、新造タ  
ンカーの IGS 搭載義務付けの適用範囲の下限については引き続き審議することとされたが、平成 22  
(2010)年 2 月の FP54 において 5,000DWT と 8,000DWT の 2 つの案で意見が分かれて結論が出ず、  
平成 23(2011)年 7 月開催予定の FP55 にて継続審議される予定である。

\* IGS(Inert Gas System): 燃焼に必要な酸素を含まないガスを供給することにより、貨物タンク内の酸素  
濃度を制御し、爆発を防止するシステム。一般に、油タンカーでは燃料をボイラーで燃焼させた排ガスが、  
ケミカルタンカーでは空気中から抽出した窒素が用いられる。